

日田市

2022

人権講演会

「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」市民啓発事業

【演題】

く被差別部落に生まれ育ってく

橋はかかる



【講師】

猿まわし師

村崎太郎

むらさき たろう さん

8.24 (水) 19:00

パトリア日田 大ホール 入場無料

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、延期または中止とさせていただく場合があります。



主催：日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会

【問い合わせ】人権・部落差別解消推進課 Tel22-8017 (市役所別館)



日本固有の人権問題 ～部落差別問題～

日本社会の歴史的過程の中で形作られてきた身分差別によって、特定の地域の出身であることやそこに住んでいる人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今もなお日常生活の上で様々な差別を受けるなどの問題があります。この問題は、部落差別問題と呼ばれ、我が国固有の重大な人権問題です。長年、この問題の解決に取り組んできたことによって、生活環境などは改善されましたが、いまだにインターネット上の心ない書き込みや、結婚の反対、就職等における不利な取扱い、身元調査などの差別が根強く残っています。

2016（平成28）年12月に、部落差別解消を目指し「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私たち一人ひとりが、誤った知識や偏見による差別で苦しんでいる人がいることを理解し、部落差別の解決に向けて取り組むことが必要です。

2016(平成28)年に人権に関する法律(人権三法)が施行されました

差別解消のための法律が「なぜできたのか」差別を解消するために「どうしたらよいのか」を考え行動する必要があります。

ご存知ですか？

◆部落差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。**

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、**全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努力することにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。**

◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律は、障がいを理由とする「差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務づけることによって、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

◆ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

この法律は、特定の民族や国籍等の人々を排除する差別的言動（ヘイトスピーチ）は許されないことを周知し、差別的言動のない社会の実現を目的としています。